◎一般廃棄物処理施設維持管理情報（令和6年度）

第2清掃工場

1．処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ）

（単位 トン）

種 類 ／ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
ご み 搬 入 量	3683.02	3591.68	3691.56	3194.82	2870.12	1839.86	3386.52	2681.96	2083.10			
残 滓 搬 出 量	422.0	412.4	563.3	280.0	361.1	320.9	320.2	291.6	291.0			

2．焼却炉の運転状況 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ）

1 号炉

項 目 ／ 月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
測定結果の得られた日		10	4	30	24	31	29	14	30	28			
燃焼室中の燃焼ガス温度 ℃	測定位置 再燃室	917	918	916	912	914	915	918	920	919			
集じん器に流入する燃焼ガス温度 ℃	測定位置 BF 入口	175	172	173	177	178	173	174	173	172			
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	2	2	1	2	3	2	3	2	2			
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去		常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置			

2号炉

項 目 ／ 月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
測定結果の得られた日		29	31	25	7	2	—	25	—	—			
燃焼室中の燃焼ガス温度 ℃	測定位置 再燃室	908	907	905	895	905	—	910	—	—			
集じん器に流入する燃焼ガス温度 ℃	測定位置 BF 入口	173	174	174	172	173	—	173	—	—			
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	2	2	2	1	1	—	1	—	—			
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去		常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	常時機械式清掃装置	—	常時機械式清掃装置	—	—			

〇注：BF とはバグフィルタの略です。

〇連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で閲覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

〇定常運転とは、当日の 24 時間の内運転時間が 5 時間以上で時間平均再燃室温度が 800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果　（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項　目　／　焼却炉			1　号　炉						測定実施回数
試　料　採　取　位　置			煙突出口						ばい煙濃度測定回数 6 回／年 ダイオキシン類濃度測定回数 2 回／年
試　料　採　取　月　日			5 月 31 日	6 月 20 日	7 月 31 日	8 月 2 日	10 月 24 日		
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6 月 21 日	7 月 11 日	8 月 21 日	8 月 26 日	11 月 14 日		
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	7 月 19 日	—	—	11 月 22 日		
測　定　項　目	規制基準値	単　位	測　定　結　果（酸素濃度12%換算値）						適　用　法　令
ばいじん	0.15	g/㎥N	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満		大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	㎥N /h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満		大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	8 未満	7 未満	8 未満	8 未満	9 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	22	22	36	46	37		大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/㎥N	—	0.005 未満	—	—	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/㎥N	—	0.005 未満	—	—	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ／㎥N	—	0.000024	—	—	0.00000035		ダイオキシン類対策特別措置法

項　目　／　焼却炉			2　号　炉						測定実施回数
試　料　採　取　位　置			煙突出口						ばい煙濃度測定回数 6 回／年 ダイオキシン類濃度測定回数 2 回／年
試　料　採　取　月　日			5 月 31 日	6 月 20 日	7 月 31 日	8 月 2 日	10 月 24 日		
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6 月 21 日	7 月 11 日	8 月 21 日	8 月 26 日	11 月 14 日		
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			7 月 2 日	—	—	9 月 2 日	—		
測　定　項　目	規制基準値	単　位	測　定　結　果（酸素濃度12%換算値）						適　用　法　令
ばいじん	0.15	g/㎥N	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満		大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	㎥N /h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満		大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	7 未満	8 未満	10 未満	8 未満	10 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	19	45	32	41	31		大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/㎥N	0.005 未満	—	—	0.005 未満	—		大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/㎥N	0.005 未満	—	—	0.005 未満	—		大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ／㎥N	0.000057	—	—	0.00000029	—		ダイオキシン類対策特別措置法

〇測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。